

一般貸切旅客自動車運送事業における変更命令の検討を
必要としない運賃・料金の額

			基 準 額
運賃	キロ制運賃 (1 kmあたり)	大 型 車	180 円
		中 型 車	160 円
		小 型 車	140 円
		コ ミ ュ ー タ ー 車	120 円
	時間制運賃 (1 時間あたり)	大 型 車	7,130 円
		中 型 車	6,020 円
		小 型 車	5,270 円
		コ ミ ュ ー タ ー 車	4,700 円
料 金	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1 kmあたり)	20 円
		時間制料金 (1 時間あたり)	2,400 円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金) の2割増
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1. 車種区分

大型車、中型車、小型車及びコムーター車の4区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車、コムーター車以外のもの

小型車・・・車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、
かつ旅客席数33人以下

コムーター車・・・車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

第2. 運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

- ① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、
1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。
以下同じ。）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。
ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。
- ② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の
1時間ずつを点呼点検時間とする。
- ③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は
8時間を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に1キロあたりの
運賃額を乗じた額とする。

(3) 運賃計算の基本

- ① 運賃は、車種別に計算した下限額以上とする。
- ② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

3. 運賃の割引

- (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体に対する割引に
ついては、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- (2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体に対する割
引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- (3) 2以上の割引条件に該当する場合は最も大きい割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。

第3. 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とす
る。

2. 料金の適用

(1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたりの料金については、2割の割増を適用する。

(2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

(3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、届け出た交替運転者配置料金の下限額以上で計算した額を適用する。

なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして料金を適用するものとする。

第4. 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

第5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。
- (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

第6. 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について

第 1. 原価計算期間及び運賃・料金の算定

1. 運賃・料金設定の場合

原価計算期間は、原則として次の 2 年度とする。

事業開始年度……事業を開始しようとする日の属する年度

翌年度……事業開始年度の翌年度 1 年間で運賃・料金の算定のための年度

2. 運賃・料金変更の場合

原価計算期間は、原則として次の年度とする。

実績年度……直近の実績事業年度 1 年間

第 2. 原価計算方法

1. 基礎数値の算出

(1) 運賃・料金設定の場合

事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により、事業開始年度及び翌年度について算出する。

(2) 運賃・料金変更の場合

実績年度の数値を記載する。

2. 原価の算出

(1) 原価の範囲

原価は、一般貸切旅客自動車運送事業の営業費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両減価償却費、施設賦課税、保険料、手数料等、その他経費及び一般管理費をいう。以下同じ。）、営業外費用、適正利潤を合計した額とする。

(2) 平均給与月額及び支給延人数

運転者その他の職種に分けた平均給与月額及び支給延人員

(3) 車両数の算定

延実在車両数（日車）

延実動車両数（日車）

(4) 平均車両使用年数

車種区分別の平均使用年数

(5) 営業収入の算定

営業収入＝運送収入＋運送雑収

(6) 実働日車あたり営業収入の算定

(7) 総走行キロメートル及び実車走行キロの算定

(8) 総乗務時間の算定

- ・ 出庫から帰庫までの乗務時間実績（交替運転手が同乗している場合は、同乗時間を含む。）に、出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として 1 時間ずつ合計 2 時間を運行ごとに合算する。
- ・ 日帰り運行における休憩時間は乗務時間に含む。
- ・ 宿泊を伴う運行は、宿泊場所到着後 1 時間、宿泊場所出発前 1 時間を乗務時間に加える。なお、宿泊場所の滞在時間は除く。

（9）一般貸切旅客自動運送事業の資本報酬の算定

第 3. 収入の算出

収入は、運送収入、運送雑収及び営業外収入の合計額とする。運賃・料金設定の場合における事業開始年度及び翌年度については、事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により算出する。

第 4. 原価計算書等の様式

別添様式 1 ～ 3 を例示する。